

[研究報告]

昭和49年入会慣行調査における離村失権の慣習

—入会権の解体と再編—

清 水 和 邦

目 次

- はじめに — 『昭和四十九年全国山林原野入会慣行調査』 (林野庁刊)
 について—
- 一 権利の喪失と居住要件・地域的編成
 - 二 帰村復権の二面性
 - 三 失権の無償制と有償制
- まとめ—同じ目的のための異なった慣習—

はじめに — 『昭和四十九年全国山林原野入会慣行調査』 (林野庁刊) について—

入会権の全国調査は、明治26年、昭和5年、そして昭和49年に行われている。そのうち昭和49年の入会慣行調査は戦後唯一の全国規模で行われた調査であるが、どういうわけか、これまで、その調査結果や資料は研究者等によってもあまり利用されてこなかったように思われる(林野庁版と同じ題名・内容のものが青甲社から刊行・市販されている。以下、本稿では単に『報告書』と記す)。

その理由は種々あるのだろうが、第一に、データの量が非常に多いことと、第二に、内容がかなり専門的であるという意味で、高度というか、難解であるという点が挙げられると思う。

最初の点について言えば、膨大な量の調査データを整理するだけでも大変な作業だったと思われるが、北海道から沖縄まで全国に至る1,440の入会集団を対象にしているだけでなく、各入会集団毎に調査項目が30近くあるので単純に計算してもデータ数は軽く4万個以上になる。調査当時はコンピュータも普及していないから、これを手作業で集計したり、分析するのは大変であるし、今でも、仮にパソコンを利用するとしてもデータ処理にはいろいろと難しい問題(例えば、数値データ・テキストデータ・記号等の混在・複合など)があるから、どうしても

受付日 2006.5.15

受理日 2006.5.31

所 属 福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科

利用頻度が落ちるといった感じがする。

このようないわば技術的な難点よりも、問題なのは第二の点で、例えば、権利の得喪の項目を見ると次のような調査項目になっている（調査項目の詳細につき『報告書』4～5頁参照）。

権利の得喪についての調査項目（例）

- | | |
|-------|------------------|
| 権利の取得 | (1) 新規権利取得をみとめるか |
| | (2) みとめるときその範囲 |
| | (3) 権利取得の対価の有無 |
| | (4) 権利取得の時期 |
| 権利の譲渡 | (1) 権利の譲渡をみとめるか |
| | (2) みとめるときその範囲 |
| | (3) 譲渡に対する承認の有無 |
| | (4) 譲渡に対する対価の有無 |
| 権利の喪失 | (1) 転出により失権するか |
| | (2) 失権に対する補償の有無 |

このように、権利の取得（加入）についていえば、新たに権利取得を認めるかどうか、という調査項目があり、これに対する回答が○×で記入されており、加入を認める場合（○印）と認めない場合（×印）が出てくる。同じように、権利の譲渡についても、譲渡を認める慣習と認めない慣習に分かれる（○×で回答を記入）。また、権利の喪失についても、離村によって失権する場合と失権しない場合がある（失・有で回答を記入）という具合に、恰も正反対に見える回答が記入されており、それぞれの回答（○×等）が集計されている。例えば、全国集計表では、離村失権について、失う＝1212、有る＝205という結果である（集計結果の総数は、単純な計算ミスも含めて調査対象総数の1,440にならない場合がある。多重条件を設定した場合も回答欄の各所に空白があるため同じであることを、以下においても留意されたい）。

したがって、各項目毎の集計を見ると、全国各地にある入会の慣習というものは、相反するような、まるで正反対に見える慣習、全く性質の違う慣習があるから、これを体系的・統一的に捉えるのは極めて難しい、と感じられる。おそらく、この点こそが、戦後唯一の貴重な調査であるにもかかわらず、理論的にみると一筋縄ではいかない、いわば扱いにくい理由ではないかと思う。調査結果から、理論的な、何か目新しい結果が直ちに読み取れるというわけでもないし、データを分析しようにも膨大な量なので思うように使えない、使うにしてもかなり手間取るのを覚悟しなければならないのである。

それらはともかく、まず調査結果がどのようにまとめてあるかをみておきたい。

『昭和四九年全国山林原野入会慣行調査』の概要（目次等の例示）

項目調査編 全国集計表……………（都道府県別の全国集計表・項目数64）

昭和49年入会慣行調査における離村失権の慣習

項目別調査結果表・（入会集団毎の調査結果表・項目数27）

文書資料編 文書資料……………（入会関係の規約文書など・71件収録）

このように報告書全体は、「項目調査編」と「文書・資料編」の二編から成っている。項目調査編では、都道府県別の「全国集計表」と入会集団毎の「項目別調査結果表」に集計されている。ただし、二つの集計表では二三の項目で加除修正が行われている。上記の通り、全国集計表と項目別調査結果表の項目数が異なる。

例えば、全国集計表の入会地の所有名義の集計結果は最も詳細に分類されている。入会権は不動産登記には関係がない（登記なくして対抗できる）、という民法の通説的見解に照らして調査結果を見ると、実際には殆どの入会林野が登記されているから、これを法的には無関係であるからといって放置することはできない、という意味で、問題の現実的重要性が浮き彫りになっている。また同時に、その面では入会林野等近代化法の果たしている役割が如何に大きいか、ということも裏づけられているようにも考えられる。

次に、「文書・資料編」には71件の規約類が収録されており、これらは入会権の研究資料としても価値がある。調査時点での生きた、「生の規約を集めた」（『報告書』113頁）と指摘されているので、入会権の実態を知る上で大変貴重な資料といえよう。昭和49（1974）年というのは、入会林野等近代化事業がピークに入った段階であり、この点から見ても資料のもつ意義は大きいと思われる。

また、「項目別調査結果表」の欄外には、簡潔な注書きが多数付け加えられている。短い文の中に、要点が明快に書いてあるので大いに参考になる。合計約500個ぐらいある。以下、本稿で（注・沖縄）、（注・熊本）という記載は、沖縄県、熊本県の項目別調査結果表の欄外に書き加えてある注、という意味である。また、[69]とか[17]という数字は、文書・資料編で各資料毎に付けてある番号を表す。

『報告書』はこういう構成になっているので、何か疑問に思ったことを念頭に置いて、解説などを読み、また、全体的な集計表や収録してある規約、そして注書きなどを丹念に見ていくと、次第に全体像がつかめたり、興味深い論点を見出すことができる。

離村失権の例でいえば、離村しても権利が有るとか無いという問題について、「直轄地失う。個人分割地失わない（注・山形）」という注がある。これは一体何を意味するのであろうか。つまり、同じ入会集団の慣習として、入会権者が離村したときに直轄地に対する権利は失うが、個人分割地に対する権利は失権しない、すなわち、失権する場合と失権しない場合が同時に起こっていることを意味するから、調査結果・集計結果を扱う上で、かなり注意して見なければならない。

どうということかという、昭和49年の調査結果を見て、離村したときに権利が有るとか無い（失う）というのは、あちこちの入会集団毎に慣習を調べて、異なる種類の慣習をそれぞれ集

団毎に集計したものである、つまり、失権する場合と失権しない場合がそれぞれ集計されているから、これらは全く別々のものであるとみるのが普通であろう。しかし、「直轄地失う。個人分割地失わない」という場合には、同じ入会集団の中でも、ある場合には失権するし、他の場合には失権しないということが起こっている。つまり、離村によって失権するとか、失権しないという問題は、あちこちの入会集団毎に別々に起こる問題ではなくて、同じ入会集団の中で同時に起こり得る現象だということが理解できる。権利の取得（加入）や譲渡についても、同じ入会集団の中で異なる慣習があることを示している。

したがって、調査項目毎に入会集団等の数を集計してあるとはいえ、項目や回答のもつ意味は、どの入会集団の慣習にも共通する問題点を提示したものであって、いわば全国の入会集団すべてに共通する問題がそこに組み込まれているともいえる。したがって、『報告書』でも指摘してあるように、昭和49年の調査結果を見る際には、集計した数が問題なのではなくて、どういう慣習があるか、その内容、つまり、量ではなくて質的な内容が問題であるという趣旨に十分注意する必要がある。

それでは、同じ入会集団の慣習の中に、認めるとか認めないという、相反する内容の慣習が、同時に存在するということは、何を意味していると考えたらいいのであろうか。

この点については、いろいろな捉え方や方法論があると思うが、一つの考え方としては、ある慣習から他の慣習へ移行する過程にあるのではないかと捉え方ができる。つまり、例えば、離村すれば失権するという慣習から、失権しないという慣習へ移行していると仮説的にみるのである。同様に、持分の譲渡を認めないという慣習から譲渡を認める慣習へと移ってきているのではないかと、という具合に、何らかの要因によって、慣習の重点が移ったり、従来の慣習が変化しつつあるのではないかと。だから、これらを移行過程として把握すれば、ある慣習から別の慣習へと切り替わっていくのだから、新旧の異なった慣習がそれぞれ併存することになる。

ここでは、これ以上の理論問題は省略するが、このような考え方を基本とする理論が、戦後、入会権の解体として構築されており、昭和49年の調査結果を理解する上でも、この理論を修得することが重要であろうと思われる。それと同時に、解体から消滅へと入会慣習が直線的に流れるのではなくて、旧来の慣習を改変し、いわば入会権・入会集団を再編成するという動きが看取できる。昭和49年調査は、以上のような種々の理論的課題を考察するにふさわしい資料や興味深い調査結果を提示している。

一 権利の喪失と居住要件・地域的編成

権利の得喪に共通する問題は「居住要件」である。つまり、一定の地域に住めば権利を取得し、その地域から離れれば権利を失う。権利の譲渡についても、同じ地域の範囲内なら譲渡を

昭和49年入会慣行調査における離村失権の慣習

認める場合が多い。このように、入会集団及び入会林野が所在する一定の地域という場所的・地理的な範囲が入会の慣習では重要な意味をもつ。本稿では、これを地域的編成とっておく。一定の地域に住むとか、その地域から離れるとか、その地域の範囲内なら権利（持分）の譲渡を認めるという問題等を検討する際の基礎になる概念である。

離村の場合を例にすれば、村から離れるという場合の「村の範囲」とか、部落・字・区などという場合の地理的・地域的な範囲の問題である。地域的編成の概念は単に場所的な広がりだけを内容とするわけではないが、ここでの問題点に即していうと、どこからどこまでという区域、場所的な境界が、入会の慣習や入会集団毎に決まっているかどうかの基本になる。これについては、例えば、「区域内とは東は芝野、古屋敷境、北は芝野、影原境、南は芝野伍井野境、西は馬場宗太郎、伊藤重雄、伊藤八太郎の線とします[69]」という規約がある。実際には「西は馬場宗太郎、伊藤重雄、伊藤八太郎の線」といわれても、地元の人でないと分からないし、別の例では「大内村大字大那地字亭道地一円とする[22]」と定められていても、部外者にとって精確な区域は分からないのが普通であろう。しかし、入会集団毎に一定の地域は明確に決まっています、その範囲に住むことこそが「居住要件」を備えることなのである。

これを総体として見た場合には、一定の範囲に入会集団の構成員が全員（全戸）居住している点を重視して地域的に編成されていると見る。集団の地域的編成は居住要件として法的に構成され、構成員全員（全戸）がある範囲の中に住んでいるからこそ、近隣の山林等を共同で利用し、管理もできる。また、仲間としてのつきあいもできる。義務も完全に果たせる。したがって、そういう範囲から離れることは、地域的編成から外れることであり、法的には居住要件を充たさない事態を意味する。「共有者は大字鈴の居住者であることを絶対条件とする[39]」、つまり、決められた範囲に居住することを「絶対条件」として明記する規約の例もある。

ところが、それほど重要な地域的編成・居住要件も、徐々に曖昧になってきている場合がある。例えば、「転出しても総会が特に認めた場合失権せず（注・徳島・高知）」という例では、「総会が特に認めた場合」には居住要件が外されていると見ることもできるし、「町内転出者は権利10年間保留（注・大分）」という例のように、地方公共団体の町村を基準にする類例も資料では多く見受けられる。「本組合員にして、『他の市町村』に転住したる場合は事業より生ずる総べての利益を失う[9]」というのも同じだが、こういう場合には「他の市町村」という基準になって、入会集団固有の地域的編成が行政区域（又はその一部）と重なっている。というよりも、何らかの理由で行政区域を転用したり、従来の区域を改変したのであろう。

このような動向を、入会権解体の兆候とみるか、そうではなくて再編の方向とみるかは一概に決められない。なぜなら、入会集団固有の地域区分が曖昧になったのか、逆に、それを明確にする措置として行政単位の区域を利用したのかは、一概に判断できないからである。

このように、地域的編成の場所的・地理的な境目が変動したり、町村合併によって地域的な

範囲が広がったりするから、権利者の居住要件や集団の地域的編成について考える場合には十分に注意しておかなければならない。要は、互いに共同的に結ばれているから編成というのであって、行政上の市町村の区域内に住んでいるだけの住民というのと異なる。そこに住んでいる人々を強く結びつける紐帯、つまり、地域限定的な編成の仕組みがあるわけだが、それが基本的な点で変わってきていると考えられる。

地域的編成の根本に関わる点は、法的には共同所有（総有・合有・共有）と持分、或いは、ゲヴェーレといった概念の理解にも深く関わってくると考えているが、ここでは論点の指摘だけに止めておきたい。

「離村の場合は一切の権利を失する事、権利譲渡も認めない[17]」という規約の例がある。元々は、こういう決め方が入会地・入会林野等の財産を守るための基本的な定めであろう。つまり、単に「離村」というだけで、一定の地域から離れることについて曖昧さがなく、よそへ出ていく者には財産を持たせない、権利の処分も許さない、という原則が遵守されていれば、山林等の財産は入会集団に丸ごと残る。そのためにこそ、離村失権の原則がある。

しかし、このような局面で注意しなければならないのは、集団から一戸の構成員が抜け出すのだから、集団と個（戸）人の財産関係として問題が現れるということである。前記[17]の規定は、集団の財産と個人の財産を分別して扱う局面で現実的に効力を発揮するが、入会集団の財産に対する持分（権利）を部落外に流出させたり、分散させないために「組合員たる資格は他人に譲渡することは出来ない[41]」とか「当部落住民ノ権利ハ直系家族ノ外他人ニ譲与又ハ売却セザル事[28]」といった表現（「組合員たる資格」・「住民ノ権利」など）をとる場合もある。ここで「他人」という意味は、部落外の者（入会集団の構成員でない者）、いわゆる「よそ者」を指すが、権利者が地域的編成に組み込まれている場合には、いわば仲間としての扱いだ、その者が部落から転出する局面では、現実には極めて困難な問題が起こってくる。

つまり、離村は今まで入会集団の構成員だった者がいわば「よそ者・他人」になる事態でもあり、したがって、その者（離村者）が持っている権利（持分）をどうするかが問題にならざるを得ない。離村すれば当然に失権する、つまり集団の財産と個戸の財産を分別することなく、当然に財産は集団に帰属するという具合に事態が進行すればいいが、構成員が離脱する局面では、「転出のとき持分を譲渡する（注・熊本）」とか「転出者・放棄者などの権利を譲り受ける（注・群馬）」、「部落が権利を買い取る[58]」、あるいは、「通常本人が部落に寄附する（注・沖縄）」といった様々な事態が生ずる。これらの場合には、集団の財産の一部が個戸の財産（持分）として捉えられている。譲渡するといっても、実際には買い手が必要だが、上記のように個人ではなく部落が買い取る例もある。

但し、このようにして離村の場合に権利が移動するときに、もし入会集団に無償で加入できるなら、つまり、権利の取得が無償であるなら、何もわざわざ対価を払ってまで権利を買う者

昭和49年入会慣行調査における離村失権の慣習

もないであろうから、こういう事態が起こるのは、入会地・入会林野等が取引の対象として扱われ、多少の代金（対価）を支払ってでも権利を取得したいという状況がなければ起こらない。つまり、入会地・入会林野等が一定の経済的価値を明確にもっていることが背景になっていると見ざるを得ない。

そこで、これを放置しておく、離村に際して誰に売ってしまうか分からないことになるから、権利の流出や財産の分散を防ぐためには、「部落が権利を買い取る」とか、そういう資金的な余裕がなければ「寄附する」（入会集団の側から見れば、寄付して貰う）という対策が講じられることになる。

注意すべき点は、部落が権利を買い取るというのは、売り手である離村者にとって見れば、その名目はどうであれ、失権に対する補償に相当することは明らかである。「寄附」の場合には、無償である点が重要であろう。いずれにしても、無償であれ有償であれ、個（戸）別の事情とか個人の意思によって権利の移動・処分が左右されるという事態が出てくる。

権利（持分）が個（戸）別的な形態をとるのは分け地（割地・分割利用形態ともいい、その権利を株・口などと指称する例が多い）の場合に典型的であるが、この場合には、「割山のみ有償。直轄地については無償（注・広島）」とか「株は半口の売買も可（注・高知）」といった方向に進む例も多い。入会慣習が有償制を基調とする場合には、持分（権利）が取引の対象となり、個人的な売買・譲渡の形態をとりやすくなるし、一般の財産取引と似たような現象が出てくるのが避けられない。しかし、そうであっても、「割地は部落内に限り譲渡を認める（注・沖縄）」とか、「承認料を部落に納入させる[61]」というように、入会集団による消極的な容認、或いは積極的に一定の制約を課されるのが普通である。一般に、権利の譲渡・売買が何らの制約もなく全く自由に行われることは殆どなく、この意味では、通常の財産取引とは大きく異なる。

このように見てくると、入会集団の構成員が離村するという局面では、失権の問題だけでなく、その者に代わって加入する者、つまり権利の取得の問題も関わってくるし、或いは、転出者（離村者）にとっては不要になった権利（持分）を譲渡する問題も関連しているから、入会権における加入・譲渡・失権のそれぞれの慣習が相互補完的な作用を果たしたり、逆に相反する外観を呈する場合も出てくるのである。そのような錯綜した過程において、ある慣習が解体する方向に流れても、他の方策を講ずることによって解体を抑え、新たに再編の方向を図るといった種々の動向が出てくるのである。

改めて言うまでもなく、これらは離村者の持分（権利）をめぐる問題である。民法学の通説によれば入会権は総有に類別され、総有には持分がないという。しかし、それが如何に入会慣習の実態に合わず、誤った理論であるかは、明らかであろう。

以下に述べる帰村復権の問題は、失権と加入の慣習が密接に関連する問題であり、次項の有

償制・無償制については失権と譲渡の慣習が複雑に交錯する問題領域である。

二 帰村復権の二面性

帰村復権の問題は、第一段階では離村による失権の問題であり、第二段階として復権、つまり一度離村した者が帰村して再加入するという問題になる。したがって、この問題は二つの側面をもっていて、一つは権利の喪失、もう一つは権利の取得（加入）という、いわば正反対の問題が一つになって出てくる。

そこで、規約類を検討してみると、実際には第一段階での離村の扱いははっきりしない。権利者が転出する時の事情にもよるが、まず最初に考慮しなければならないのは、二度と帰って来ない場合には、その地域に全く居なくなるのだから、厳格に権利を失うとするか、場合によっては、前記の例のように権利を買い取るとか、或いは「離村の際は離権金に応ずる[26]」とか、「転居者の居住の年限を斟酌し餞別をおくる[1]」などの措置をとって、離村のときに失権することを明確にしておけばいいのだが、現実にはそう簡単にはいかないようである。

それは、「一時離村者の場合は権利を失わないが経費を徴収される（注・新潟）」というように、一時的な不在者（離村者）は権利を失わない、という慣習が多くの入会集団で行われているからである。つまり、一時的な不在は権利を失わず、恒久的な不在（すなわち離村）は権利を失うという区分になる。

一時的な離村は「権利を失わない」という扱いでは不在の期間・時間的経過を問題にしているようにも見えるが、しかしこの場合、ある構成員が転出した時点では、それが一時的なものかどうかは分からない。したがって、一旦転出した後、間もなく村に戻った場合には、一時的な不在として扱うことにするという、いわば事後処理であって、結果的に、短期間の内に帰ってくれば、地域的な編成に変動が生じていない限り問題にはならない（帰村復権となる）。

しかし、逆の場合にも問題にされない。すなわち、一時的な不在者の権利喪失の問題ではなく一時的な居住者の権利取得の問題なのだが、例えば加入は「寄留者を含まず（注・長野）」として一時的な居住者（寄留者等）が3年、5年住んでいても権利は取得できない（加入を認めない）のが普通である。したがって、一時的な不在も、一時的な居住も、期間の長短だけが問題視されるわけではないといえる。

こうなってくると、離村とは何か、という基本的な点が、ここでもはっきりしなくなる。既に場所的・地理的な範囲の点で曖昧になったり、変動する点を指摘しておいたが、ここでは離村・不在の時間的・期間的な面でも、はっきりした基準が立てられない事態になっている。

普通の場合、ここで問題にされるのは、永住するかどうか、という基準である。居住要件・地域的編成の観点から、永住性という尺度を捉えてみると、その実質的な判断基準は、単なる期間の長短ではなくて、そこに住み続けるだけの確かな生活基盤があるかどうか、ということ

昭和49年入会慣行調査における離村失権の慣習

だろうと思われる。具体的には、「一戸を構える」とか「一家創立[47]・永住の意志[3]」などと表現されるが、この意味では、一時的とか、永住性の問題は、期間の長短が本質的な論点ではないといえる。つまり、ある権利者が一時的に転出（不在）しても、地域的編成は変化していないのだから、そこに戻ってくれば「加入金不要」とか、「継続居住者とみなす」、「権利を失わない」としても構わないし、そのようにしたからといって集団の財産（山林等）が分散するわけでもなく、権利がよそに流出する問題でもないから、入会集団としては容認できる。

このように、加入（再加入）の面から見ると、離村した者が帰ってくれば問題ないのであるから、例えば「3年以内に帰村すれば無償（注・青森）」で再加入できることとなり、更にその期間が延びて「帰村者は転出後20年以内に帰村した者（注・長野）」となる場合もある。極端な場合には、「何時ニテモ帰郷ノ際ハ加入ヲ許ス[62]」という例もあり、何時までも（永遠に）帰村するのを待ち続けることになる。

人間の命には寿命があるが、自然の野山は永久的だから、入会地・入会林野を「基本財産とし代々その子孫に継承し永遠に存続する[42]」とか「基本財産タルノ性質ヲ永久変更セザル事[6]」といった表現をとる規約類も多い。集団を維持する上で戸数・人数を適正な規模で保つことは最も基本的な条件であり、一般的には、戸数・人員が減少するのを嫌う。現代的には過疎の問題だが、この観点から見ると、居住年数や不在期間の長短を尺度にするのではなく、永住性の有無という基準が有効適切であるという経験と知識に根ざした措置なのであろう。

永住性の意味は、一戸（家族・世帯）が確かな生活基盤を有することでもあるから、安定した確かな生活基盤があれば、ずっと長く住み続けられるし、いわば子々孫々まで、そこに永住することになる。したがって、入会集団の構成単位（権利の帰属主体）が家族・世帯を基底にする点にこそ、いわば永続性の妙味があり、ここから、確かな生活基盤を有する者（家族・世帯）が集まって、代々に亘って野山を永遠に守り続けるという入会権の基本的な構図が成立する。

そこで、一旦離村した者が3年とか5年以内に帰ってくればすぐに復権（再加入による権利取得）するという措置を、逆に、失権の面から表せば、これを「転出後3年間権利残存（注・京都・石川・栃木・長野）」としても同じである。不在期間が3年以上なら原則に戻って失権するのであるから、これを失権の猶予期間とか失権の過程（プロセス）の問題として捉えることができよう。しかし、3年ではなく、「5年以内の帰村者は加入金不要、短期転出者でその期間中経費を負担した場合は継続居住者とみなされる（注・大分）」となったり、「20年間権利あり（注・京都・和歌山）」という長期にわたる例や、更に、「帰村確実なときは失権しない（注・群馬）」とか、「部落とのつきあいがある限り権利あり（注・京都）」、そして「転出しても総会が特に認めた場合失権せず（注・徳島・高知）」となれば、結局、永久に失権しないことになろう。

「何時ニテモ帰郷ノ際ハ加入ヲ許ス」というのと「帰村確実なときは失権しない」という扱いは、離村して今はその地域にいない昔の仲間について、加入（権利の取得）の面から表すか、失権の面から表すかの違いであって、実体的には同じ意味をもつと考えられるが、加入の面でも失権の面でも、これでは永久に問題は解決しないのである。

但し、このような場合、離村した時と帰った時の状況が同じく無償制の下にあるのなら問題ないが、つまり、出るときに何等の補償も貰っていないし、帰ったときも無償で復帰できるとするのはバランスがとれていると考えられるが、仮に長期に亘って転出していた者が、ある日突然帰ってきて、立派に育った山林の権利を無償で取得できるというのでは経済的な感覚だけをとってもバランスがとれないのは明らかである。つまり、帰村者が不在の間、山林を維持し、管理してきたのは地元にいる他の権利者であるから、その点を調整する必要がある。これについては、林野の利用状況が天然林から人工林へかなり進展しているという調査結果とも関わってくるが、転出した時の状況と帰ってきた時の状況が異なる場合に、例えば、「帰村者は有償、年1200円に不在年数を乗じた金額（注・長崎）」をもって復権を認めるといった扱いが出てくる。一旦離村した者が再加入（復権）するときに、過去の不在期間をまとめて金銭に換算して新たな状況に合わせる措置である。しかしこれも見方によっては、経費を納めれば失権しないという扱いと大差ないともいえるから、加入の面から見ても失権の面からみても同じ対応策のようにも思われる。

一定の不在期間を経済的な価値に換算することによって問題の解決を図るという手法は、無償制から有償制への変化の過程における居住要件の動的な姿であると思われるが、このような手法については、失権の場合よりも権利の取得（加入・再加入）の場合に、より詳細に定めている規約が多いようである。理論的には、入会集団における形式的平等性の原理に関連する興味深い論点でもあるが、加入金などについては、後述のように別の法的問題点もある。

三 失権の無償制と有償制

昭和49年の調査結果から離村によって失権する場合について、補償の有無と譲渡の可否という条件を重ねて集計すると、概略次のような結果になる。

まず、転出によって失権する=1210のうち、失権に対する補償のないものは912である。更に、このうち権利の譲渡が認められないものは719である。つまりこれ（719）が失権の補償もなく譲渡も許されない場合である。これ以外は、失権しない・補償あり・譲渡可能な場合ということになるから、結局、603の集団が失権に対する何らかの有償的な措置を講じているとみることができる。すなわち、離村によって失権し、何らの補償もなく、譲渡を許さないとする無償の措置をとる集団が約700、有償の措置をとる集団が約600である。勿論この数値は調査当時のものであるから現在ではもっと変化していると推測できよう。概括的な傾向であるにして

昭和49年入会慣行調査における離村失権の慣習

も有償的な慣習がかなり広がっている数値であるといえるのではないだろうか。

簡単にこの点を説明しておこう。まず、離村しても失権しないのは、何らかの権利が残っている状態を意味するが、これは、餞別とか離権金などの経済的な補償ができないような段階、つまり無償制の下で多くの入会集団がとる措置であって、一定の期間は構成員としての資格・地位といった身分的なものが残る（保証する）という消極的な方策と考えられる。

これと違って、相応の補償等を支払って失権させる場合は、入会集団が積極的に対価的・経済的な給付をなすことによって権利関係を清算するという財産的な面を重視した措置であり、有償制の慣習といえる。補償がなくても持分の売買譲渡が認められるなら、実質的には売買代金の取得によって離村者は補償を受けたのと同じ結果になるから、これも有償制の枠組みの中で捉えることができる。それらを合計して603（補償有・譲渡可=399に失権せず=204を加えた数）と見積もる。はっきりした回答があるものの総数が1,322とすれば、有償的な兆候を示すものが約45%の割合になり、半数近くの入会集団が有償的な慣習であるといえる。

つまり、離村しても失権しないことや補償がなされたり、持分の譲渡が行われることは、古典的な慣習の基調である無償制とは異なる慣習であり、これを有償制の慣習として捉えれば、それらは、決して希な現象でもなければ例外的な出来事ではなく、時代に適応した正常な行程であるともいえよう。

離村者に対して一定期間は権利が残存するという形で優遇措置を認める場合の具体的な例は、「直轄地失う。個人分割地失わない」とか、「町内転出者は権利10年間保留」といった類であり、これらについては前項で指摘した。入会林野等が貨幣経済に照応した収入源として十分確立していない段階では、集団の財政基盤も弱く、したがって、無償制を基調としつつ、入会財産を維持するためにとられる措置なのであろう。これに対して、明確に有償制を示す例を挙げれば、次のような措置がある（既出のものと一部重複）。

- (1) 離村の際は離権金に応ずる[26]、転居者の居住の年限を斟酌し餞別をおくる[1]
- (2) 3年間借地料を払えば立木を処分し得るが、3年経てば一切失権（注・三重）
- (3) 植栽木を時価で組合が買い取る（注・北海道）、出村5年まで配当金（注・京都）
- (4) 持株相当額の補償（注・千葉）、補償金は権利者であった年数により異なる
（注・北海道）
- (5) 立木見積金の50分の1（注・島根）、土地・立木の時価を入会権者数で割った額
（注・兵庫）

上記の例は、それぞれに特徴があるといえるが、例えば（2）では入会集団と離村者の関係が契約関係に移行しているようにも考えられるし、（3）では離権金・餞別といった類でなく配当金といった名目が出てくる。（4）では明らかに補償という表現になっており、（5）では「土地・立木の時価」という基準を立てている。これらは、有償制の慣習の内容が多様に展開

している兆候を示していると考えられるが、そのような背景には、一方では、無償での失権や加入、そして譲渡の禁止が集団の編成を維持する上で有効適切な手段ではなくなりつつあることを示唆しているように思われるし、また他方では、入会地・入会林野の利用が天然林から人工林へと転換して、何らかの補償ができるような財産的な基盤が入会集団に蓄積されつつあると見ることもできるのではないだろうか。

このようにして、従前の慣習を建て直し、いわば再編する行程に関連する問題点としては、「積立金・剰余金[3・5・8・9・24・41・52]」などといわれる財産の内部留保や、調査項目にある「収益の使途」などとも深く関連してくるが、詳しいことは省略する。また、売買・譲渡は法的には承継取得を意味するが、無償制を表す上記の数値には、別の形態での承継取得を容認する慣習が含まれていると考えられる点にも注意しなければならない。それは、実質的な相続（構成員の交代）を認める場合なのだが、これについても論点の指摘だけに止めたい。

無償制の下では一律に失権するのであるから個戸の財産をどうするかという点よりも、集団の一員としての資格・身分を失うという面に重点があるように思われる。有償制の下では集団の財産と個戸の財産を分別するという構図の中で、いわば権利関係・財産関係の清算を図ることによって現物（山林等）の分割を避け、入会集団の共同財産・基本財産を維持するために、できるだけ財産や権利を分散・流出させないような対応策を積極的にとらざるを得ないことになる。

ところで、有償制を基調とする入会の慣習が多様な展開を遂げ、概略以上のような傾向を示しているのなら、例えば、入会集団への加入金を共同事業（林業経営）のための出資と捉え、失権の補償等を組合員脱退の際の持分の払戻し（分割請求はできない）とみるなら、そのような法律関係は、民法667条以下の、いわゆる組合財産における合有の類型に接近しているといえないだろうか。すなわち、入会権の解体的過程においては総有から一挙に共有へ移行（入会権の解体・消滅）する場合だけでなく、その間に合有という形態への変化の仕方（入会権の再編・転化）も考えられる。そのような入会実態があることによって、入会林野等近代化事業による入会集団の生産森林組合への移行が円滑にできたのではないだろうか。しかし、生産森林組合へ転化した後の問題も含めて、入会権・入会集団をめぐるこれらの諸問題については、民法学・法社会学において、まだ十分には論究されておらず、いわば未開拓の研究領域といえる。今後の課題としたい。

まとめ—同じ目的のための異なった慣習—

離村による失権は、入会集団の「基本財産・共有財産」を守るための基本原則であり、無償での失権が維持できなくなった段階では、消極的には、地域的編成から外れた離村者に一定期間、失権の猶予を与えたり、地域内の者への持分の譲渡を容認し、積極的には、部落が権利を

昭和49年入会慣行調査における離村失権の慣習

買い取ったり、何らかの補償をなすことによって、地域外への権利の流出・分散を防ぎ、地元に住む権利者が協力して入会林野を守るという目的を遂げようとしている。様々な局面で各々異なるように見える慣習の実態は、無償制から有償制への移行過程における、目的を同じくする異なった方策の現れであるといえる。

すなわち、地元に住む人たちが、入会林野を維持し、自分たちの山は自分たちで守る、という簡単明瞭な経験的事実は、おそらく今日でも、また、将来も変わらない願いを示しているであろう。山を維持し、守る、ということは、法的には山林の所有権や利用権が分散しないように阻止し、同時にまた、入会集団の編成をできるだけ温存し、維持していくことでもある。集団への加入を無償で認めるのは集団の編成を維持する有効な方策であり、逆に、分け地の慣習では加入を認めないとするのも集団を維持していくための有効な方策であることに違いない。同じように、持分の譲渡を認めないのは財産を維持する有力な方策なのだが、それが維持できなくなった局面では、権利の譲渡を地域限定的に認めることによって、財産の分散・細分化を防止するのである。また、離村によって無償で失権するのは、山林を守る有効な方策であることは明らかであるが、失権の補償をすることで現物（入会林野等）の分割を避け、財産の維持を図っている。このように見ると、権利の得喪について、認める、認めない、という相反する慣習が対立したり、混然としているように見えるが、それらはいずれも入会集団の地域的編成を維持し、集団の基盤である「基本財産・共有財産」を守り続けるという、同じ目的のための異なった慣習であることは明らかである。これらを分析することによって、いわば、入会権の解体と再編の動的な過程が何とか読み取れるように思う。

民法263条・294条で、入会権についてはそれぞれの入会集団の慣習に従うと明記されているから、集団毎にいろいろな慣習が存在することを明らかにしたり、或いは、同じ入会集団の慣習であっても異なる内容や形態をとるものが複雑に関連してくる場合もあるから、それぞれの特質や問題点を考察することは非常に大切な作業である。そういった重要な、或いは、未開拓の問題領域が、昭和49年の調査によって与えられていると思っているし、同時に問題に対する解答もまた、調査報告書の、どこかに秘められているように考えて離村失権の問題を取り上げてみた。

(付記)

本稿は平成15年3月7日に林野庁で開催された「入会林野コンサルタント中央会議」で報告（特別講演）するための準備草稿を基にして執筆した。この度、報告当日に配布した資料等を本文に組み入れ、多少の修正を加えた。報告内容の発表としては、やや時期を失した感があるが、本稿で述べた入会権に関する基本的な考え方は現在も変わらない。その趣旨を端的に表す意味で、「入会権の解体と再編」という副題を付した。